

**社会保障審議会  
企業年金・個人年金部会  
関係団体ヒアリング説明資料**

2020年8月20日  
日本証券業協会  
投資信託協会  
全国証券取引所協議会

- ・ iDeCoは、国民年金第1号被保険者及び企業年金のない第2号被保険者のための制度として2001年にスタートしたところ、2016年の法改正により、企業年金のない者のためのiDeCoという位置づけが変わり、企業年金とiDeCoの組み合わせが可能となった。このため、iDeCoは、ほぼすべての現役世代が利用可能な、ユニバーサルな制度となっている。
- ・ 現在、iDeCoの加入者は、160万人まで増加しているが、公的年金を補完し、高齢期の所得確保のための自助努力を支援していくためには、より一層、iDeCo加入者を増やしていくことが重要な課題である。
- ・ 加えて、人生100年時代を迎え、働き方や生き方の多様化が見込まれる中、「自助努力の機会の公平性」が確保されるよう、引き続き、税制改革も必要と考える。

## **1. 「議論いただきたい点」**

- Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額**
- Ⅲ 個人型DCの拠出限度額**

# 1. 議論いただきたい点（Ⅱ及びⅢ）について

## －内容－

### 議論いただきたい点（Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額）

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）の拠出限度額については、確定給付型（厚生年金基金、確定給付企業年金（DB）など）に加入している者と加入していない者との間で不公平が生じないように、確定給付型の掛金額を控除する必要がある。この控除する確定給付型の掛金額については、現行は、制度創設当時の厚生年金基金の給付水準の平均から評価したものを、全ての確定給付型に一律に適用している。
- 現在、厚生年金基金は残りわずかとなり、確定給付型の中心は確定給付企業年金（DB）となっている。現行は全ての確定給付型の掛金額を毎月定額の2.75万円と評価していることとなるが、多くのDBの掛金の実態はこの水準より低くなっている。
- 公平な制度とするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額<sup>(※)</sup>の実態を反映し、企業型DCの拠出限度額は、月額5.5万円からDBごとの掛金額を控除した額とすることが考えられるがどうか。
  - ※ 企業型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－DBごとの掛金額
    - ・ DBを実施していなければ、DBの掛金額は0円。
    - ・ DBの掛金額が高く、DBの掛金額が月額5.5万円を上回る場合は、DC拠出は不可。

第12回社会保障審議会企業年金・個人年金部会（2020年7月9日）資料1より

# 1. 議論いただきたい点（Ⅱ及びⅢ）について

## －内容－

### 議論いただきたい点（Ⅲ 個人型DCの拠出限度額）

#### 【企業年金(企業型DC・DB)の加入者の拠出限度額の在り方】

- 企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の制度創設当時は、企業年金(企業型DC・DB)の加入者は個人型DC(iDeCo)に加入できなかったが、現行は加入可能となっている。
  - しかしながら、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、
    - ① 「企業型DCのみに加入する者」は月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
    - ② 「DBと企業型DCに加入する者」は月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)
    - ③ 「DBのみに加入する者」は一律月額1.2万円と、それぞれ異なっている。
  - この点に関して、今回の法改正の際の議員修正による検討規定に基づき、自助努力に対する支援を国民が公平に受けられるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。例えば、DBごとの掛金額の実態を反映することで、企業年金(企業型DC・DB)の加入者の個人型DCの拠出限度額は、「月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)」で統一できると考えられるかどうか。
- ※ DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額(仮想掛金額)へ換算したものの。

#### 【個人型DCの拠出限度額の水準】

- 個人型DCの拠出限度額の水準について、どう考えるか。

# 1. 議論いただきたい点（Ⅱ及びⅢ）について －証券界としての意見－

「議論いただきたい点（Ⅱ）」及び「議論いただきたい点（Ⅲ）」に対する意見

- ✓ 今回の提案は、法改正の際の議員修正による検討規定等において、「**高齢期における所得確保に係る自主的努力にあたり、これに対する支援を公平に受けられるようにする等の充実を図る観点から、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額（略）について、税制上の措置を含め全体的な検討を加え、（略）必要な措置を講ずる。**」とされた経緯に基づくものと理解。

【参考】検討規定の追加及び附帯決議の抜萃

○「年金制度の機能強化を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」令和2年法律第40号の附則の検討規定に、与野党共同の修正によって以下の項目が追加された。

（検討）

第2条

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 衆議院厚生労働委員会において、以下の附帯決議が付された。

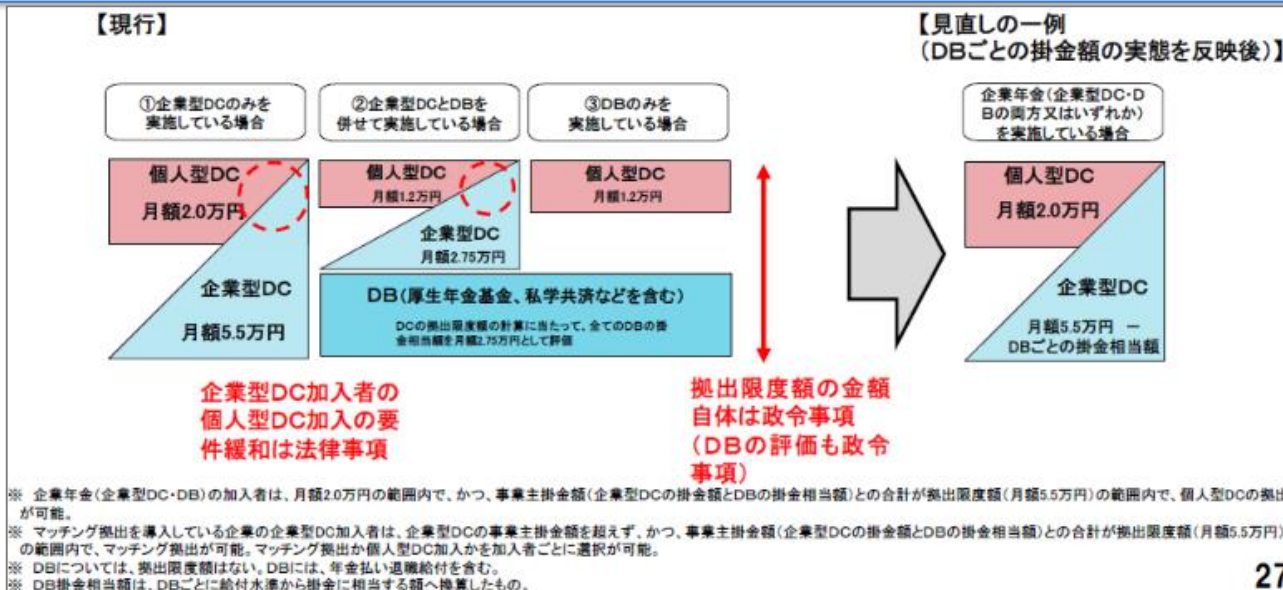
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（衆議院厚生労働委員会）

国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

# 1. 議論いただきたい点（Ⅱ及びⅢ）について －証券界としての意見－

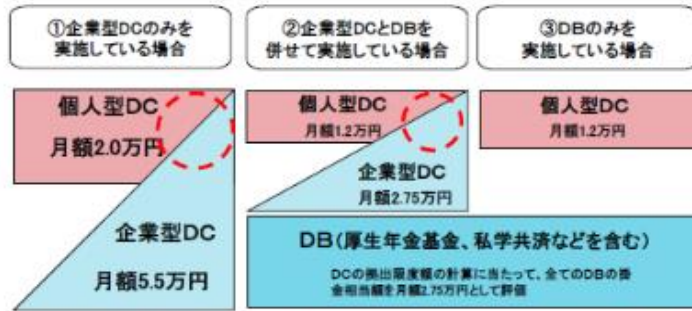
- ✓ 今回、「議論いただきたい点（Ⅱ DBを併せて実施する場合の企業型DCの拠出限度額 及び Ⅲ 個人型DCの拠出限度額）」において、検討規定（前出）に基づいて、公平な制度とするための仕組みを確保する観点から、企業型DC・DBの両方又はいずれかの企業年金がある第2号被保険者が加入できるiDeCoの拠出限度額を月額2万円（ただし企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円）に統一するとの提案については、証券界の要望の実現に一步近づくことから、賛成する。  
ただし、現行制度への影響がある部分については、経過的な措置など、柔軟な対応が必要と考える。
- ✓ 併せて、「見直しの一例」を実施する上で、企業型DC・DBの掛金が増加となる場合（企業年金制度の変更、昇降格、転職等）、iDeCoの掛金限度が増加するため、年1回の掛金額変更の制限を廃止していただきたい。



# 1. 議論いただきたい点（Ⅱ及びⅢ）について －証券界としての意見－

- ✓ 更なる公平性を確保するためには、できるだけ早期に拠出限度額から事業主が拠出した掛金額（企業型DC・DB）を差し引いた金額を個人がiDeCoへ拠出可能な金額とすべきである。
- ✓ なお、その際は、企業型DC・DB及びiDeCoの拠出額等の情報を一元管理し、その情報を加入者、事業主、受託関連機関等が利用できる仕組みの構築を前提としていただきたい。

【現行】



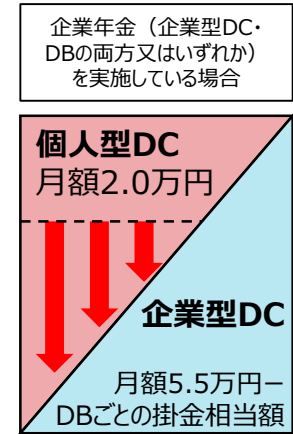
企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和は法律事項

拠出限度額の金額自体は政令事項（DBの評価も政令事項）

【見直しの一例（DBごとの掛金額の実態を反映後）】



更なる公平性の確保



拠出限度額

※ 企業年金(企業型DC・DB)の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。  
 ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額(企業型DCの掛金額とDBの掛金相当額)との合計が拠出限度額(月額5.5万円)の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出か個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。  
 ※ DBについては、拠出限度額はない。DBには、年金払い退職給付を含む。  
 ※ DB掛金相当額は、DBごとに給付水準から掛金に相当する額へ換算したもの。



## **2. 「議論いただきたい点」**

### **IV 第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明等**

## 2. 議論いただきたい点（Ⅳ）について －内容－

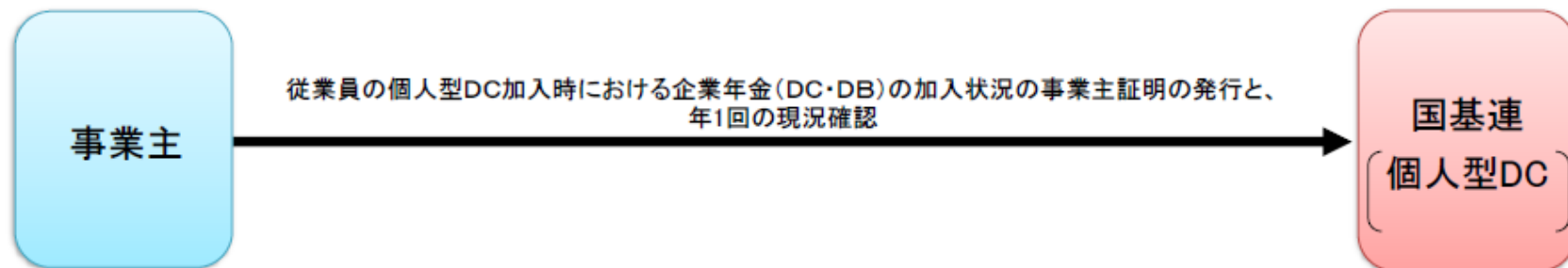
### 議論いただきたい点（Ⅳ 第2号被保険者の個人型DC加入時の事業主証明等）

- 個人型DC(iDeCo)の実施主体である国民年金基金連合会が拠出限度額の管理を行うためには、企業年金(企業型確定拠出年金(企業型DC)・確定給付企業年金(DB))の加入に関する情報を国民年金基金連合会が確認できることが必要である。
- この確認については、現在、従業員の個人型DC加入時における企業年金(企業型DC・DB)の加入状況の事業主証明の発行と、年1回の現況確認で実施しているが、事業主の負担となっており、見直しを求める要望が強いが、どのような仕組みが考えられるか。
  - ※ 現行の仕組みは、年1回の確認のため、従業員が転職した際に届出を適切に行っていないと、掛金額の還付も発生することとなる。
- この点に関して、事業主が企業型DCを実施している場合は、記録関連運営管理機関(RK)にDCの情報(加入・掛金)が集積されている。事業主がDBも併せて実施している場合には、従業員がDBも適用されているかを含めて、RKには情報が集積されている。
- 2022(令和4)年10月からは、企業型DC加入者(DB加入を含む)については、RKと国民年金基金連合会の情報連携を図ることとしているが、例えば、このような情報連携の仕組みをDB加入者全体について事業主(DB業務の受託機関)と国民年金基金連合会との間で構築することで、事業主証明の発行と年1回の現況確認を全て廃止することが考えられるのではないか。
- このような仕組みを構築することで、個人型DC加入者にとっては、転職等に伴う企業年金の加入状況に関する事業主証明の届出が不要となるが、利用者の利便性の向上の観点からもどのような仕組みが考えられるか。(拠出限度額が変動によって、掛金額の変更が必要となる場合がある)
  - ※ 議論いただきたい点Ⅲにあるように、DBごとの掛金額の実態を個人型DCの拠出限度額に反映する場合には、DBの掛金額の情報についても国民年金基金連合会が確認できるようにすることが必要となる。

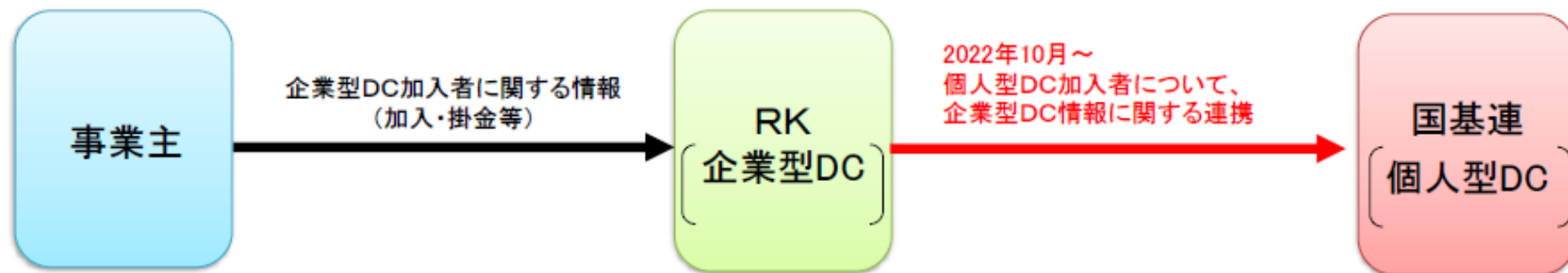
## 2. 議論いただきたい点 (Ⅳ) について - 内容 -

- 企業型DC加入者の個人型DC加入の要件緩和後(2022(令和4)年10月施行)は、月額2.0万円(DB併用型は月額1.2万円)の範囲内で、かつ、企業型DCの事業主掛金額との合計が拠出限度額(月額5.5万円(DB併用型は2.75万円))の範囲内で、個人型DCの拠出が可能となる。
- その際、企業型DCの事業主掛金を管理する企業型DCの記録関連運営管理機関(RK)と、個人型DCの掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携の仕組みを構築する。
- この情報連携によって、国民年金基金連合会は、個人型DC加入者の企業型DCの加入状況が確認できるため、2022年10月以降は、企業型DC加入者に係る事業主証明の発行と年1回の現況確認は不要とすることができないか検討中である。

### 【現行】



### 【2022年10月～】



## 2. 議論いただきたい点（Ⅳ）について －証券界の意見－

「議論いただきたい点（Ⅳ）」に対する証券界としての意見

- ✓ 今回の提案（事業主証明の発行と年1回の現況確認をすべて廃止）については、加入者及び事業主の双方にとって、iDeCoの事務手続きの簡素化に資すると考えられることから、賛成する。
- ✓ ついては、2022年10月を目途に予定されている、企業型DC加入者（DB加入を含む）に関する記録関連運営管理機関（RK）と国基連との情報連携の枠組みに、早期に、DB加入者の情報を含めていただきたい。
- ✓ なお、その際は、企業型DC・DB及びiDeCoの拠出額等の情報を一元管理し、その情報を加入者、事業主、受託関連機関等が利用できる仕組みの構築を前提としていただきたい。

## 2. 議論いただきたい点（Ⅳ）について －証券界の意見－

「議論いただきたい点（Ⅳ）」に対する証券界としての意見

- ✓ 証券界では、かねてより、年金基礎番号に代えて、マイナンバーの活用により、iDeCoの事務手続きの簡素化を要望しており、マイナンバーを通じた一元管理という方策についても、併せて、検討をお願いしたい（以下参照）。

【マイナンバーを通じた一元管理の具体的なスキーム案：日本年金機構におけるマイナンバーの利用を参考】

- ① 国基連等において基礎年金番号とマイナンバーを紐づけて管理等を行う。
- ② 加入の申込みにマイナンバーを利用する。（金融機関が別に管理しているものも利用可能）
- ③ 国基連等がJ-LISの本人確認情報を利用することにより、加入者による住所変更の手続き等を不要にする。

個人型年金加入申出書

1. 1. 姓  
年金 一郎

2. 2. 基礎年金番号  
112314 5678910

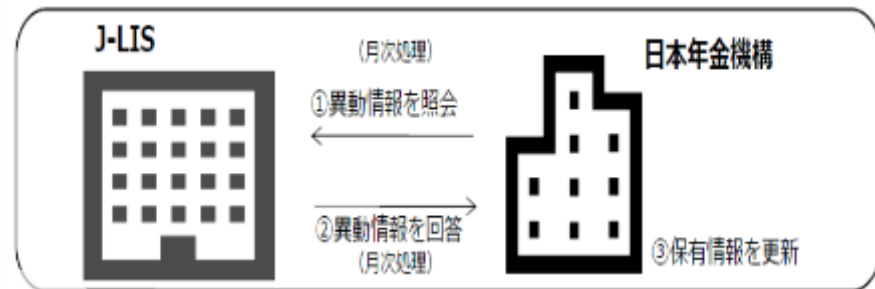
3. 3. 住所  
東京都〇〇区△△1-23-456

4. 4. 電話番号  
03-1234-5678

5. 5. マイナンバー  
1234567890101

※ 記載ミスや分からないことが多い基礎年金番号から、マイナンバーの利用へ

日本年金機構で保有する情報の更新イメージ



(出所) 日本年金機構HPより引用

### **3. 「議論いただきたい点」**

#### **I 企業型DCの拠出限度額の水準**

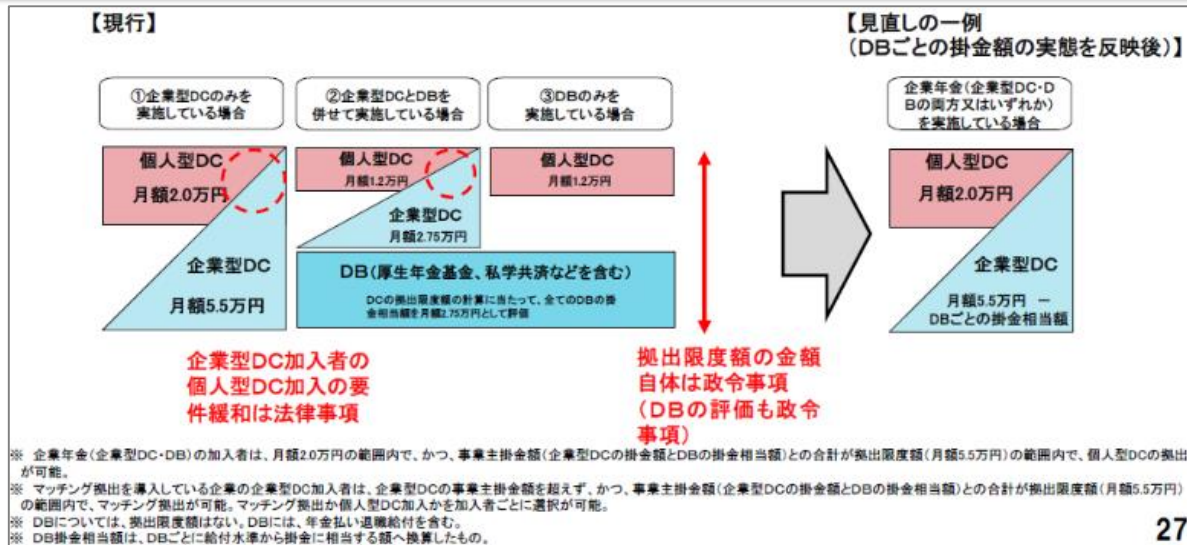
# 3. 議論いただきたい点 (I) について - 内容、証券界の意見 -

議論いただきたい点 (I 企業型DCの拠出限度額の水準)

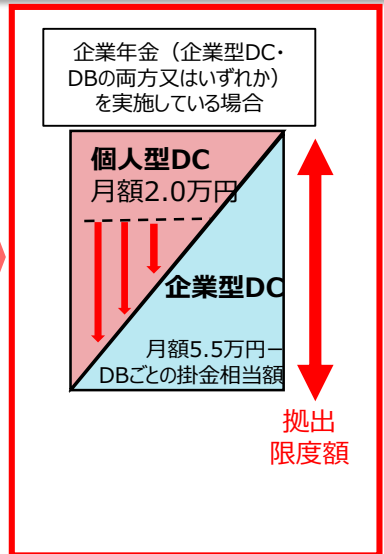
- 企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について、どう考えるか。

議論いただきたい点 (I) に対する証券界としての意見

- ✓ 証券界では、確定拠出年金制度(企業型DC及びiDeCo)については、個人の自助努力による老後の資産形成を後押しするとともに、公的年金を補完し、老後の生活を保障するための制度として、一層の発展・改善が望まれることから、拠出限度額の引上げをこれまでも要望しているところ。
- ✓ このため、企業型DCの拠出限度額の水準(現行月額5.5万円)について、検討いただく際には、企業型DC(マッチング拠出)、DB、iDeCoの制度をトータルに考えて、拠出限度額の引き上げを含め、諸施策を検討いただきたい。



更なる公平性の確保



### 3. 議論いただきたい点（I）について －証券界の意見－

- ✓ 特に、マッチング拠出については、その限度額が事業主拠出を超えない範囲とされていることなどの課題が残っていると認識している。加えて、退職準備世代（50歳代以降）に対して、追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けることを検討していただきたい。

#### マッチング拠出の弾力化

	現 行	月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
<p>現行では会社の掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう</p>	使い残し		<p>加入者の掛金 (0～19,000円)</p>
	加入者の掛金 (0～8,500円)		
	会社の掛金 (例：8,500円)	会社の掛金 (例：8,500円)	

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

#### 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること

米国では、50歳以上に対して、退職後に備えた貯蓄を促すため、年6,500ドル分の追加の拠出（キャッチアップ拠出）枠が設けられる（2020年時点）

我が国においても、加入者の自助努力による十分な額の老後資金の確保を促すため、一定年齢以上の加入者に対して、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出（キャッチアップ拠出）枠を設けるべき



### 3. 議論いただきたい点（I）について

#### －今後の私的年金税制改革について（目指すべき方向性）－

##### <考え方>

- ライフコースの多様化を踏まえ、幅広い生き方・働き方を通じて個人の老後資産の形成を後押しし、個人ごとに「自助努力の機会の公平性」が保たれる税制（所得の変動を前提とする）
- 上記の税制措置により老齢期の資産・所得が増加すれば、所得税・消費税・社会保険料収入の増加につながる可能性が出てくる。
- 特に、団塊ジュニア世代は、自身の老齢期を支えてくれる多人数の現役世代が不足。同世代が十分な資産形成を行い、引退することは社会・経済的に極めて重要であり、時間は限られてくる。



##### <制度改善のポイント>

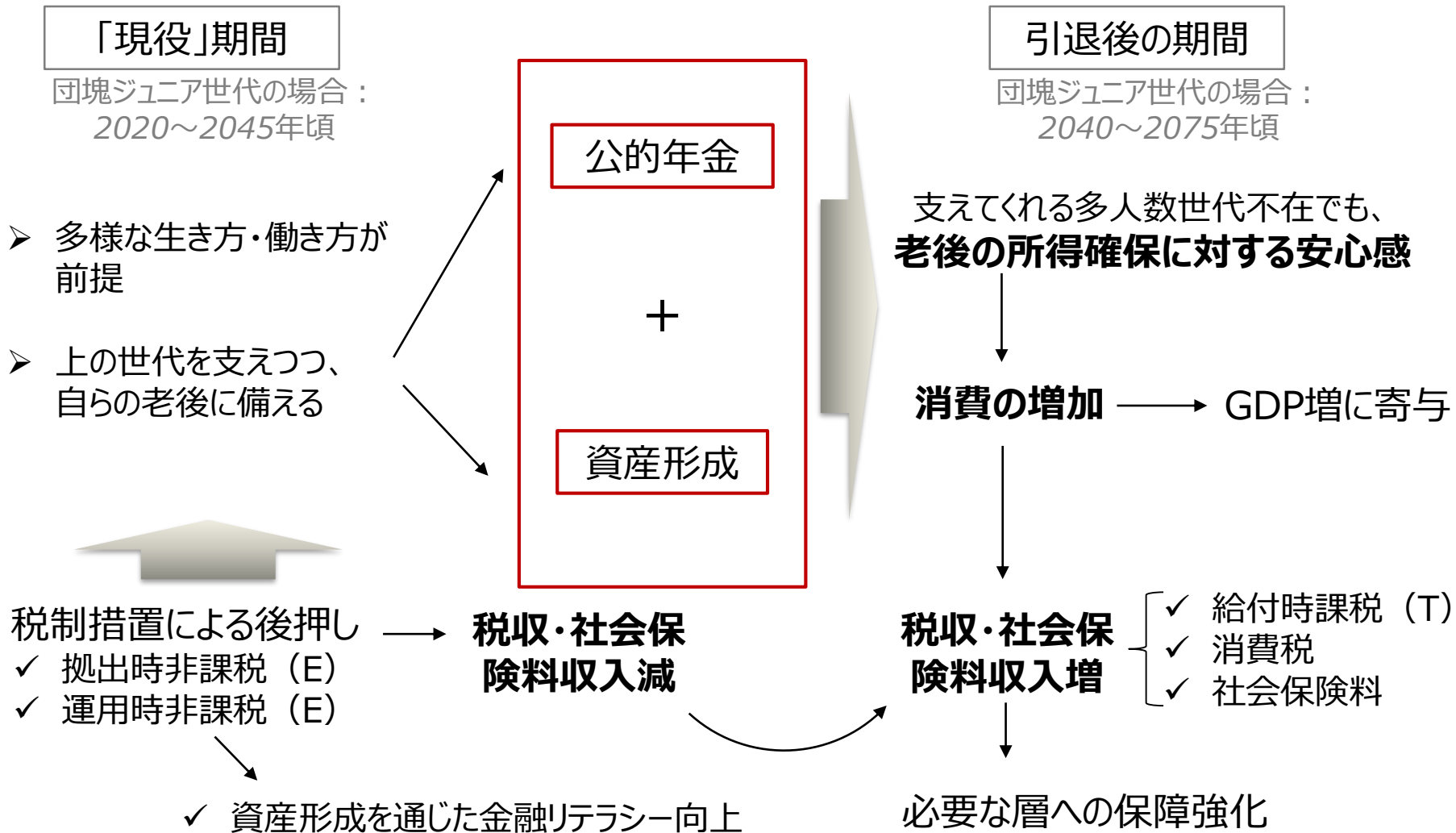
- 特別法人税の全面廃止
- 生涯拠出枠（現行法令上の拠出限度額のフル活用をベース）と自由度の高い年間拠出限度額（例えば生涯拠出枠の10分の1）の導入
- 拠出枠の利用が一定以下の場合を除き、給付時は所得課税（退職所得課税、公的年金課税等との関係に留意しつつ）
- DB加入者についてはDBの拠出相当額を公的機関で管理し、反映  
低コストで、加入者、事業主、受託関連機関がデータを活用 【再掲】  
（注）企業型DC加入者については、2022年10月を目途にRK（企業型DC）と国民年金基金連合会（iDeCo）との間で加入・掛金等の情報が連携される予定
- 簡素でわかりやすい制度

### 3. 議論いただきたい点（I）について

— 今後の私的年金税制改革について（目指すべき方向性） —

#### <参考> 資産形成支援による国民の生活・経済・社会の充実

— 団塊ジュニア世代以降を念頭に置いたイメージ —



## 4. その他の要望

## 4. その他の要望①

### 企業型DC・DB加入者本人へのiDeCo掛金の拠出可能額の通知の仕組み

#### 企業型DC・DB加入者本人へのiDeCo掛金の拠出可能額の通知の仕組み

- ✓ iDeCoは、ほぼすべての現役世代が利用可能な、ユニバーサルな制度となっている。
- ✓ このため、すべての現役世代が自らのiDeCo掛金の拠出可能額を把握できるようになれば、iDeCo制度の利用促進に資するとともに、老後資産の形成に役立つこととなるため、取組みを進めていただきたい。
- ✓ 例えば、2022年10月以降、記録関連運営機関（RK）と国基連の連携が予定されていることから、こうした仕組みを前提として、現役世代への何らかの通知の仕組みが考えられるのではないかと。また、公的年金との連携により、「ねんきん定期便」を活用することも可能となるのではないかと。

#### 【社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（令和元年12月25日）】

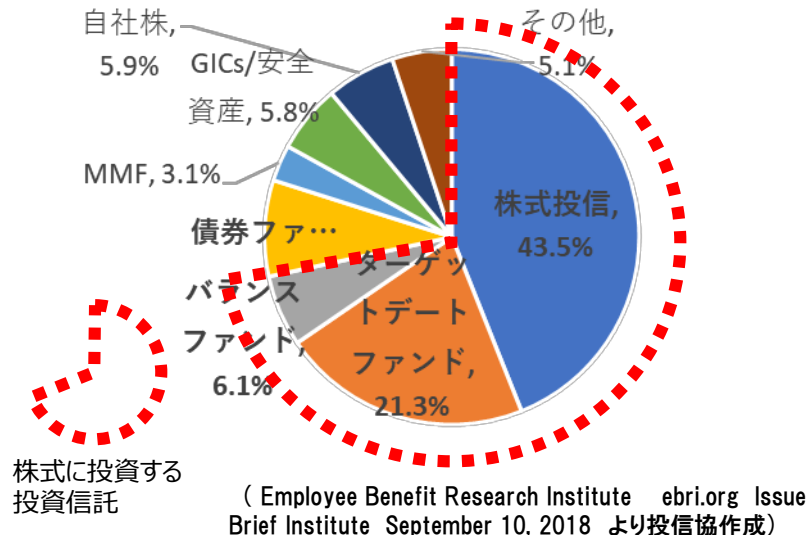
- ・ 事業主掛金とiDeCo掛金の合算管理の仕組みを構築することが必要であり、事業主掛金を管理する企業型記録関連運営機関と、iDeCo掛金を管理する国民年金基金連合会との情報連携が求められる。
- ・ また、企業型DC加入者がiDeCo掛金の拠出可能額を把握できるようにすることが重要となることから、各加入者のiDeCo掛金の拠出可能見込額について、企業型記録関連運営機関の加入者向けウェブサイトで公表することが求められる。

## 4. その他の要望② 指定運用方法の活用

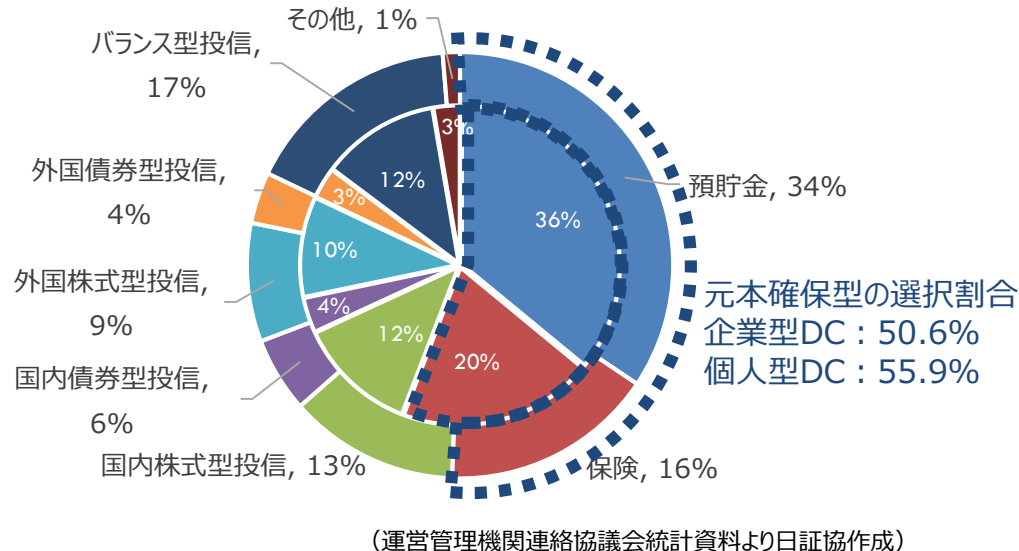
### 【現状】

- 確定拠出年金の商品選択においては、企業型DC、個人型DCともに元本確保型商品の選択割合が50%超と、偏りがある
- そのため経済成長の果実の取り込みが不十分

米国 401(k)プラン加入者の資産配分



企業型DC (外円) /個人型DC (内円) の運用(2019年3月)



### 【要望事項 : 指定運用方法の活用】

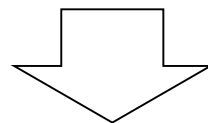
- ✓ 分散投資を促すしくみの導入が重要
- ✓ その方法として「指定運用方法」(DC法25条の2)の活用。

## 4. その他の要望③

### 加入者等への運用支援の緩和

#### 【問題意識】

- 確定拠出年金制度において、加入者の運用支援として、継続投資教育の努力義務化及び指定運用方法制度等、新たな施策が導入されたところである。
- 自ら受付金融機関へ出向き手続きを行う i D e C o では、加入を検討している顧客からの、ライフプランに応じた全体的な資産運用に関する個別相談を営業職員が受ける際、具体的な投資アドバイス等を求めるニーズは根強いと考えられる。
- また、長期化する高齢期を踏まえれば、確定拠出年金の加入者において、「長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保を図るための」運用が必要と考えられるが、確定拠出年金における運用商品は、元本確保型に偏っている現状にある。
- 加入者等が確定拠出年金制度を有効に利用できるよう、運用経験が少ない者への充実した運用支援が不可欠である。



#### 【要望事項：加入者等への運用支援】

- ✓ i D e C o の加入を検討している顧客からの全体的な資産運用に関する個別相談に対応するべく、有価証券に関する一定の資格要件を満たす者からの投資アドバイスや投資一任による資産運用支援を行うことを可能とする。
- ✓ 確定拠出年金の加入者に対して、運用において資産分散や時間分散の有効性を理解していただけるよう、投資教育を支援する更なる施策が必要と考える。

## 4. その他の要望④ 老齢給付金の受給

### 【現状の認識】

- 現状、老齢給付金の受給形態について、約9割の受給者は一時金を選択し、年金を選択する受給者の割合は限定的である。
- 長期化する高齢期の老齢給付金を受取る環境を更に整えることにより、十分な老後資産を計画的に確保可能となるよう、年金形式での給付の利便性を高める必要がある。
- 一方、ライフコースの多様化を踏まえ、受給の考え方は様々であることに留意する。

	現 行	課 題
老齢給付金支給期間	5年～20年	60歳で裁定請求した場合、受給期間は最長でも80歳まで

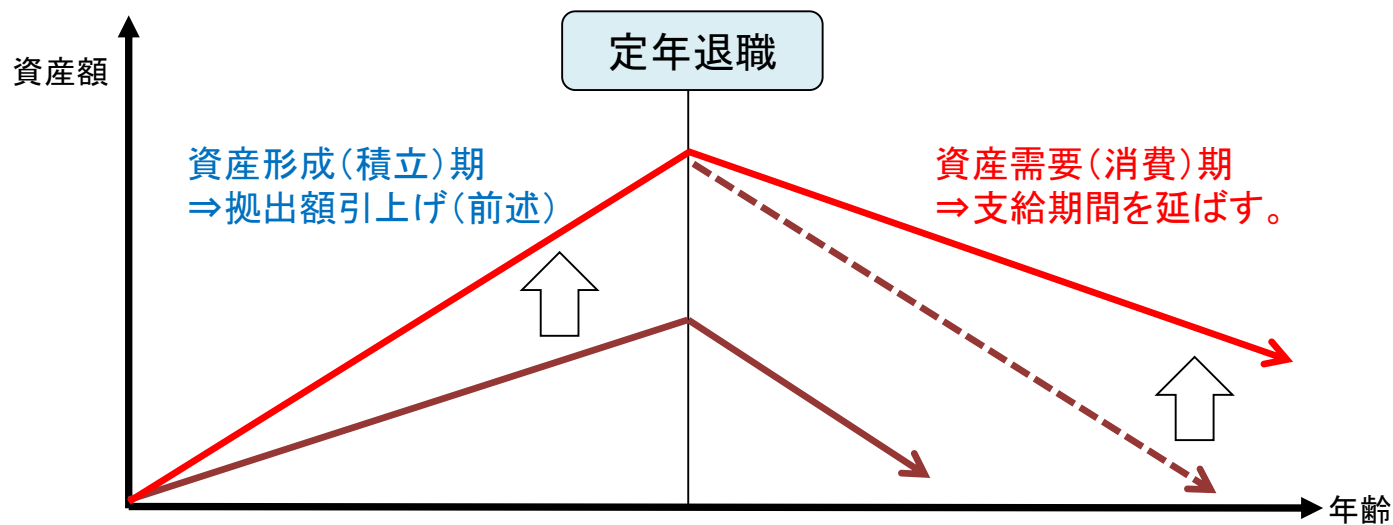
### 【要望事項】

- ✓ 老齢給付金支給期間について、（終身を含め）規約に定めた期間とする

## 4. その他の要望⑤ 年金型給付専用商品の採用

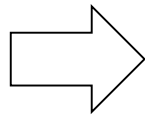
### 【現状の認識】

- これまで資産形成（積立）期の議論が重視されていたところ、人生100年時代に対応した給付方法を検討するにあたり、特に、資産需要（消費）期における年金による給付を促進するための施策が想定される。
- 年金給付開始以後、一定の取崩しを前提とした給付専用運用商品の採用を可能とすることが考えられる。



### 【要望事項】

- ✓ 現行の老後資産形成を目的とした運用商品だけではなく、長期化した高齢期における取り崩しにも対応できる「年金型給付専用商品」の採用を要望する。
- ✓ なお、当該商品については、制度において、給付時指定運用方法として設定すること、予め給付時の運用商品選択を可能とすること及び、運用商品上限数35本の対象外とすることも考えられる。





**【参考】**  
**令和3年度 税制改正に関する要望（案）**

# 【参考】令和3年度 税制改正に関する要望(案) 目次

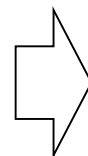
- ◆ 特別法人税の撤廃
- ◆ 拠出限度額の引上げ（特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
- ◆ マッチング拠出の弾力化 【再掲】
- ◆ 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること 【再掲】
- ◆ 中途引出要件の緩和
- ◆ 老齢給付金の支給要件の緩和
- ◆ 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

## ◆ 確定拠出年金制度の拡充等

### 【要望】

確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

特別法人税	積立金に対して、1.173%(毎年) ～2023年3月末まで課税凍結
-------	---------------------------------------



**【要望】**  
特別法人税を撤廃

### ＜参考＞確定拠出年金制度の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠 出 時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運 用 時	課 税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給 付 時	課 税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課 税	課 税	課 税 (収益部分)	課 税

「令和3年度 税制改正に関する要望説明資料」(令和2年7月)より抜粋

## 【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

### 拠出限度額の引上げ

#### 1. 企業型DC(現行)

被保険者	年間拠出限度額
他に企業年金なし	660,000円
他に企業年金あり	330,000円

#### 【要望】

所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)

#### 2. 個人型DC(iDeCo)(現行)

被保険者		年間拠出限度額
自営業者		816,000円
会社員等	企業年金制度なし	276,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金なし	240,000円
	企業型DC加入者 他に企業年金あり	144,000円
	DB加入者	
	公務員	
専業主婦・主夫		276,000円

#### 【要望】

- 所得代替率等を考慮のうえ、大幅な引上げが必要(収支に余裕のある時期に、余裕のない時期の積立不足を補える水準に引き上げる)
- 限度額を細分化せず、可能な限り統一するなどの合理化・簡素化を図るべき
- 特に2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること

(参考)	年間拠出限度額
米国401(k)プラン	63,500ドル(6,985,000円)
英国個人年金制度	40,000ポンド(5,400,000円)

米国401(k)プランでは、加入者及び事業主掛金の合計の拠出限度額は年額で最大63,500ドル、英国では拠出主体や利用制度にかかわらず、年間4万ポンド(一生涯で107万ポンド)と高い額が設定されている

(注)1ドル=110円、1ポンド=135円換算。

「令和3年度 税制改正に関する要望説明資料」(令和2年7月)より抜粋

## 【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

### マッチング拠出の弾力化

現行では会社の掛金を上回ることができず、加入者掛金の水準が会社の掛金に左右され、使い残しが生じてしまう

現 行	月間拠出限度額 (27,500円)	要 望
使い残し		加入者の掛金 (0~19,000円)
加入者の掛金 (0~8,500円)		
会社の掛金 (例:8,500円)		

会社の掛金に関わらず、合計で月間拠出限度額まで加入者拠出を可能とする

### 退職準備世代に対して追加の拠出枠(キャッチアップ拠出)を設けること

米国では、50歳以上に対して、退職後に備えた貯蓄を促すため、年6,500ドル分の追加の拠出(キャッチアップ拠出)枠が設けられる(2020年時点)

我が国においても、加入者の自助努力による十分な額の老後資金の確保を促すため、一定年齢以上の加入者に対して、拠出限度額に加えて一定額の追加拠出(キャッチアップ拠出)枠を設けるべき

## 【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

### 中途引出要件の緩和

現行	60歳まで原則払出不可	→	要望	災害等のやむを得ない事情のみ 中途払出を認める
----	-------------	---	----	----------------------------

### 老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能にすべき  
もしくは、要通算加入期間を2分の1にすべき

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

要望	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注)2022年5月以降は、60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていなくても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能となる予定。

## 【要望】

確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、加入者が拠出する掛金の全額が所得控除の対象となるが、課税所得がない第3号被保険者はそのメリットを享受できない。

iDeCo加入者の裾野を広げ、自助努力による老後資金の確保を促すため、例えば、社会保険料控除と同様に、第3号被保険者のiDeCo掛金を配偶者等が拠出した場合には、当該配偶者等の課税所得から控除できるようにすべき

